

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 30 年 5 月 11 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700260号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1800003号

第1 結論

請求者のA社における平成15年8月31日の標準賞与額を30万6,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年8月

請求期間に係る賞与明細書において、賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る標準賞与額がないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る賞与明細書(平成15年8月支給分)及び事業主の回答により、請求者は、A社から平成15年8月に賞与(30万6,000円)の支払を受け、30万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支給日については、事業主は、夏の賞与は8月であったが、支給日は決まっておらず不明と回答していることから、賞与支給月の月末と認定し、平成15年8月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年8月31日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。